

# 介護老人福祉施設重要事項説明書

〈平成30年4月1日現在〉

## 1. 当施設が提供するサービスの相談窓口

電話 0475-42-1180 (午前9時～午後5時まで)

担当 高橋 俊洋 (生活相談員) \*ご不明な点は、何でもおたずね下さい

## 2. 特別養護老人ホーム 一宮苑の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

名 称	特別養護老人ホーム 一宮苑
開 設 年 月 日	平成8年12月1日
所 在 地	千葉県長生郡一宮町一宮 389
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 千葉県第1276600051号
F A X	0475-42-1182
H P ア ド レ ス	<a href="http://www.ichinomiyaen.jp/">http://www.ichinomiyaen.jp/</a>

### (2) 同施設の職員体制

	常 勤	非常勤
管 理 者	1名	
医 師		1名
生活相談員	1名以上	
栄 養 士	1名以上	
機能訓練指導員	1名以上	
看 護 職 員	3名以上	
介 護 職 員	24名以上	
介護支援専門員	1名以上	

### (3) 施設及び設備の概要

定 員	54名	静 養 室	2床 18.00㎡
居室	4人部屋	12室(1室36.00㎡)	医 務 室 18.85㎡
	2人部屋	3室(1室18.00㎡)	機能訓練室 54.00㎡
食 堂	142.30㎡	特 別 浴 室	41.80㎡
通常浴室	50.80㎡		

(4) 提供するサービスに関する第三者評価の実施状況

- ①実施の有無：あり
- ②実施した直近の年月日：平成25年7月22日・23日
- ③実施した評価機関の名称：特定非営利活動法人VAICコミュニティケア研究所
- ④評価結果の開示状況：独立行政法人福祉医療機構が運営するサイト「WAMNET」において開示

3. サービス内容

(1) 基本サービス

- ①施設サービス計画の作成
- ②食 事            朝食     8：00～  
                      昼食    12：00～  
                      夕食    18：00～
- ③入 浴            原則として、週に最低2回入浴していただきます。  
                      ただし、状況に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
- ④介 護            ご希望や状況に応じ適切な介護サービスを提供します。  
                      着替え介護 排泄介護 おむつ交換 施設内の移動の付添 体位交換  
                      シーツ交換等
- ⑤機能訓練        所定の場所にて機能回復訓練を行います。
- ⑥健康管理        毎週水曜日の13：00から17：00まで、医務室にて診療を受けることができます。
- ⑦看取り         当施設の定める「看取りに関する指針」に則った看取り介護を行います。

(2) その他のサービス

- ①レクリエーション                    材料費、交通費等は実費で徴収します。
- ②理美容                                 料金は別途かかります。
- ③特別な食事の提供（行事食等）

4 料 金

(1) 基本料金（介護保険適用サービス料金）

契約書別紙記載

(2) その他自己負担となるもの

契約書別紙記載

(3) 基本料金の減免措置

契約書別紙記載

(4) 支払方法

お支払い方法は郵便局の自動払込みサービスとなります。毎月10日頃に前月分の請求書を発送いたします。払込日は翌月（利用月の翌々月）の1日となります。支払いの確認後、領収書を送付いたします。

## 5. 入退所の手続

### (1) 入所手続き

- ①入所の要件は要介護3～要介護5及び特例入所が認められる要介護1～要介護2の認定を受けていることです。
- ②入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間とあわせませす。但し、入所要件を満たせば自動的に更新できます。

### (2) 契約の自動終了

以下の場合には、連絡が無くとも契約は自動的に終了します。

- ①他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設へ入所した場合。
- ②介護認定区分が、非該当（自立）、要支援となった場合。
- ③お客様の死亡又は被保険者資格の喪失があった場合。
- ④その他、お客様が、サービス料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合、お客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は1ヶ月前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。

## 6. 当施設のサービスの特徴

### (1) 運営の方針

- ・介護保険法令に基づき、利用者との間で交わされた契約内容を遵守しサービスの遂行に努める。
- ・契約に則った介護サービスの提供のみならず、利用者の生活全般にわたり、より付加価値の高いサービスの提供を目指す。

## 7. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は、10：00から16：30分です。来苑時は事前にご連絡下さい。
- ・外出をされる場合は、事前に連絡をいただき外出簿にご記入下さい。
- ・喫煙は、指定の場所をお願いいたします。
- ・通常の使用方法外の使用等により当事業所の設備・器具を破損した場合、その損害を賠償していただきます。
- ・金銭、貴重品のお持ち込みにつきましては、自己管理できる範囲をお願いいたします。紛失、盗難時の責任は一切負いかねますのでご承知下さい。
- ・所持品の持ち込みにつきましては、入所時に記録簿にて確認を行います。簿外の品物につきましては、紛失・盗難時の責任を負いかねますのでご承知下さい。
- ・宗教活動につきましては、事業者及び他の利用者に迷惑をかけない範囲でお願いいたします。なお、事業所内での布教活動等のご遠慮下さい。
- ・ペットの持ち込みはご遠慮下さい。

## 8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

## 9. 非常災害対策

・ 防災時の対応	一宮苑防災規定による
・ 防災設備	スプリンクラー 防火壁 消火栓等 非常通報装置
・ 防災訓練	年4回
・ 防災責任者	御園 和史

## 10. サービス内容に関する相談・苦情

当施設ご利用者相談・苦情担当

窓口開設時間 9：00～17：00 FAXの場合は24時間受付ます。

また市町村保険者及び千葉県国民健康保険連合団体の相談窓口でも受け付けております。

担当者 高橋 俊洋（生活相談員） 電話 0475-42-1180

第三者委員 小木曾宏・林房吉・渡辺利廣 FAX 0475-42-1182

千葉県国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428

## 11. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 児童愛護会  
代表者役職・氏名 理事長 白井 陽  
本部所在地・電話番号 千葉県長生郡一宮町一宮 389  
0475-42-1180

施設・拠点地	特別養護老人ホーム	1ヶ所
	短期入所生活介護	1ヶ所
	通所介護	1ヶ所
	居宅介護支援事業	1ヶ所
	ケアハウス	1ヶ所
	児童養護施設	1ヶ所
	障害者支援施設	2ヶ所

## 12. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、利用者に書面で通知致します。

## 13. 損害保険の加入

賠償責任について介護総合賠償責任補償制度に加入しており、保険会社よりお支払いいたします。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者及び代理人に対して契約書・契約書別紙及び本書面に  
基づいて重要な事項を説明致しました。

〈 事業者 〉

事業者名 特別養護老人ホーム 一宮苑  
住 所 千葉県長生郡一宮町一宮 3 8 9  
説 明 者 生活相談員 印

私は、契約書・契約書別紙及び本書面により、サービス事業者から介護老人福祉施設について  
の重要事項の説明を受け、同意致しました。

〈 利用者 〉

住 所  
  
氏 名 印

〈 代理人 〉

住 所  
  
氏 名 印